

# 令和5年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

## 1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

### (1) 長期貸付事業

#### ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

#### イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。

なお、小数点の取り扱いは、財政融資資金の貸付利率が小数点第1位までのときは、小数点第2位を四捨五入し、財政融資資金の貸付利率が小数点第2位までのときは、小数点第3位を四捨五入する。

#### ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。ただし、サマージャンボ宝くじに係る県交付金が予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額する。

なお、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

#### エ 貸付日

市町村への地方債に係る貸付けの実施日は、令和6年3月25日（月）及び令和6年5月24日（金）とする。ただし、令和4年度の貸付対象事業のうち令和5年度に繰り越すこととなった事業については、令和5年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）に貸付けることができるものとする。

#### オ 貸付の条件等

- ① 償還期間は、次の5区分とする。

区分	5	10	15	20	25
償還期間	5年以内	10年以内	15年以内	20年以内	25年以内

\*いずれも据置期間含む。

② 据置期間及び償還方法は、次の内容から選択するものとする。

項目	内容
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択
償還方法	半年賦元金均等償還・半年賦元利均等償還から選択

## (2) 短期貸付事業

### ア 貸付対象事業

- ① 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害に関連する事業
- ② 市町村（政令指定都市を含む。）が暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害で被災した際に緊急を要する事業
- ③ 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

### イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

## 2 交付事業【予算額 544,248千円】（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ（通称：ハロウィンジャンボ宝くじ）等の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

## 3 助成事業【予算額 104,519千円】（定款第4条第1項第3号）

### (1) 市町村共同事業助成事業【予算額 75,389千円】

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために実施する事業に対して、1市町村当たり300万円を限度に助成する。

助成申請期間：令和4年11月2日から令和5年1月31日まで

### (2) 宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 7,456千円】

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン（8月又は9月発売分）の販売促進のための広報を掲載した場合に、1掲載につき8万円として1市町村当たり24万円を限度に助成する。

### (3) 消防広域応援助成事業【予算額 3,000千円】

神奈川県内で発生した災害等に際して、市町村の区域を越えて行われた救助活動等について助成する。

(4) 市町村関係団体への助成事業【予算額 18,674千円】

ア 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 10,494千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 8,180千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業について助成する。

4 市町村職員研修事業【予算額 43,907千円】（定款第4条第1項第4号）

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) 研修講座【予算額 22,496千円】

振興協会研修施設（研修センター）において集合研修で基本研修や専門実務研修など合計38講座を実施する。ただし、当面は、新型コロナウイルスの感染動向に注視し、引き続き感染対策を徹底する。

(2) 研修助成事業【予算額 5,153千円】

ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 0千円】

これまでの受講対象講座の実績を踏まえ、主な研修講座を集合研修で実施することから、地域別研修助成制度は休止する。

イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 5,153千円】

市町村の職員が市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センターの新型コロナウイルス感染対策に留意した研修を受講する場合、受講経費の10分の8を助成する。ただし、一市町村等の助成限度額は、60万円とする。

(3) 研修施設の管理【予算額 16,258千円】

市町村職員等が受講しやすい研修環境等の維持管理及び大規模災害に備え、研修受講生等のための防災備蓄物資の更新をする。

5 情報提供事業【予算額 439千円】（定款第4条第1項第5号）

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の市町村に対して有益な情報をタイムリーに提供する。

**6 施設管理運営事業【予算額 144,574千円】 (定款第4条第1項第6号)**

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸を、市町村等に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染予防措置を図り会議室等の一時貸出等を行う。

(1) 神奈川自治会館の賃貸事業【予算額 69,515千円】

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸を、市町村等に対しては、会議室等の一時貸し出し等を行う。

(2) 神奈川自治会館の空調機器等の改修工事【予算額 74,470千円】

令和4年度に引き続き老朽化が進んでいる神奈川自治会館の空調関連機器（空気調和機等）の改修を行う。なお、改修費用の一部に収支相償上の剰余金を充当する。

(3) 防災備蓄物資の確保【予算額 589千円】

大規模災害に備え、神奈川自治会館の利用者及び帰宅困難者等のための防災備蓄物資の更新をする。

## 令和5年度研修講座実施計画

体系区分	研修講座名	研修区分	対象者（目安）	時期	日数	回数	1回人員	計画人員	
基本研修	1	新採用職員（前期）	新採用職員	採用1年目の職員	4月	2	3	50	150
	2	新採用職員（後期）	新採用職員	新採用職員（前期）研修講座を受講した職員	10月	1	3	50	150
	3	ティーチング基礎とOJT	初級職員	採用2年から5年程度の職員	5月	1	3	36	108
	4	住民対応とクレーム	初級職員	採用2年から5年程度の職員	6月	1	3	36	108
	5	問題発見と解決	初級職員	採用2年から5年程度の職員	10月	1	3	36	108
	6	基礎力向上	初級職員	採用4年から7年程度の職員	9月	1	3	36	108
	7	協働型リーダーシップ	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	6月	1	3	36	108
	8	プレゼンテーション	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	9月	1	4	20	80
	9	コーチング	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	11月	2	3	36	108
	10	政策形成	中堅職員	採用6年から15年程度の職員	1月 2月	2	2	36	72
	11	クレーム対応	リーダー・監督者級職員	リーダー・監督者級職員	10月 11月	2	2	50	100
	12	メンタルヘルス	リーダー・監督者級職員	リーダー・監督者級職員	2月	1	3	50	150
	13	マネジメント（初級）	リーダー・監督者級職員	新任の係等長	5月	2	2	36	72
	14	マネジメント（中級）	リーダー・監督者級職員	課長補佐又は係長職	11月	1	2	36	72
	15	マネジメント（上級）	管理者	新任の課等長	7月	2	2	36	72
	16	次世代の職員と組織	管理者	部・課長級職員	11月	1	1	36	36
	17	多文化対応力向上	一般職員	採用1年からリーダー・監督者級職員までの職員	11月～ 1月	1	3	30	90
	18	住民との協働	一般職員	採用1年から新任係等長までの職員	7月 8月	2	2	36	72
	19	災害に関する危機管理	一般職員	採用1年から新任課等長までの職員	5月 6月	2	2	36	72
				小計	67	49		1,836	

体系区分	研修講座名	研修区分	対象者（目安）	時期	日数	回数	1回人員	計画人員
講師養成研修	1 庁内講師養成		研修の講師となる職員	1月	2	2	20	40
	2 接遇研修指導者養成		接遇研修の講師となる職員	1月	2	1	20	20
				小計	6	3		60

専	1 民法	法令系	民法の基礎を学ぼうとする職員	8月	3	2	50	100
	2 地方自治法	法令系	地方自治法の基礎を学ぼうとする職員	9月	1	1	50	50
	3 行政法	法令系	行政法の基礎を学ぼうとする職員	8月	2	1	50	50
	4 行政争訟法	法令系	行政争訟法の基礎を学ぼうとする職員	9月	2	1	50	50
実	5 法制執務（入門）	実務系	採用1年から5年程度の職員	5月	1	2	50	100
	6 法制執務（基礎）	実務系	採用3年から10年程度の職員	10月	2	2	50	100
	7 財務事務	実務系	財務の基礎を学ぼうとする職員	7月	4	1	50	50
務	8 市町村民税	実務系	市町村民税の基礎を学ぼうとする市町村民税業務に携わる職員	7月	4	1	50	50
	9 固定資産税	実務系	固定資産税の基礎を学ぼうとする固定資産税業務に携わる職員	6月	5	1	50	50
	10 用地事務	実務系	用地関係事務の基礎を学ぼうとする用地業務に携わる職員	5月	4	1	50	50
	11 公営企業会計（入門）	実務系	公営企業会計の基礎を学ぼうとする公営事業在職又は同会計業務に携わる1年程度の職員	12月	2	1	50	50
	12 公営企業会計（基礎）	実務系	公営企業会計の基礎を学ぼうとする公営事業在職又は同会計業務に携わる3年程度の職員	12月	2	1	50	50
研	13 情報発信力向上・SNS活用	実務系	SNS有効活用を推進しようとする広報業務に携わる職員	9月	2	1	36	36
	14 自治体DX	実務系	採用6年から新任係等長までの職員	2月	2	3	36	108
修	15 研修担当職員	実務系	研修業務に携わる職員	4月	1	1	32	32
	16 EBP M実践	政策系	採用6年から新任係等長までの職員	1月 2月	2	3	36	108
	17 政策法務	政策系	条例規則の立案・改廃の基礎的知識を有する採用6年から新任係等長までの職員	8月	3	1	30	30
				小計	56	24		1,064
				合計	129	76		2,960